平成２７年（フ）第２４号
富山市大栗20番地28
債務者　坂東建工こと　坂東　昭博
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂林加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５８号
広島県呉市苗代町25番地の４
債務者　西尾　辰美
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第８号
兵庫県加東市池之内492番地317
債務者　立松　一仁
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第４９９８号
大阪市平野区長吉長原４丁目７番７号　ビーバーハイツ長原401
債務者　平松　正行
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石埜　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１０号
大阪府茨木市丑寅２－５－10－Ａ102、住民票上の住所大阪市城東区鴫野西３丁目５番34号
債務者　稲垣　真琴
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７号
神戸市灘区鹿ノ下通３丁目５番21－201号、従前の住所神戸市灘区大石東町４丁目１番11号
債務者　中川　清尊
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字落合43番地８
債務者　下村　良寛
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第７４０号
仙台市太白区柳生７丁目２番地の５　シャトルプラザＦ３－202
債務者　高橋　清美
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
仙台市太白区萩ケ丘６番16号、従前の住所仙台市若林区長喜城字鉄砲前16番地の11
債務者　大村　葉子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
茨城県日立市東大沼町２丁目16番20－201号、旧住所茨城県笠間市美原４丁目３番15号　ソレアードＡ102
債務者　関　沙也佳（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第９号
茨城県北茨城市磯原町磯原７番地　小田アパート102
債務者　堀川　民世
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１１号
茨城県日立市久慈町２丁目２番46号
債務者　尾形　聡
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１３号
茨城県日立市大みか町４丁目３番12－402号、前住所茨城県日立市水木町１丁目６番５号
債務者　山田　剛志
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１号
富山県下新川郡入善町入膳3584番地24
債務者　山田　光浩
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第３１号
岐阜県羽島市堀津町須賀北２丁目106番地　プレミールエッセ202号室
債務者　岩谷多紀子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５３号
岐阜市三田洞832番地２
債務者　奥山　つる
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７１号
東京都北区豊島５丁目４番１－819号
債務者　廣田　朗子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係